

お知らせします

問合せ 市役所財政健全化推進室
(☎31-4592)

○市の損失補償等に係る両公社の債務残高は、バブル経済の崩壊などによる土地価格の下落により、151億600万円（平成20年度決算）に達しており、市が負担すべき債務は極めて多額となります。

○このため、今年2月に策定した「**第三セクター等の経営に関する改革プラン**」に基づき、両公社を解散、清算することとしましたが、市は損失補償等により両公社の経費を負担することから、財政の健全化の見通しについて計画を策定しなければなりません。



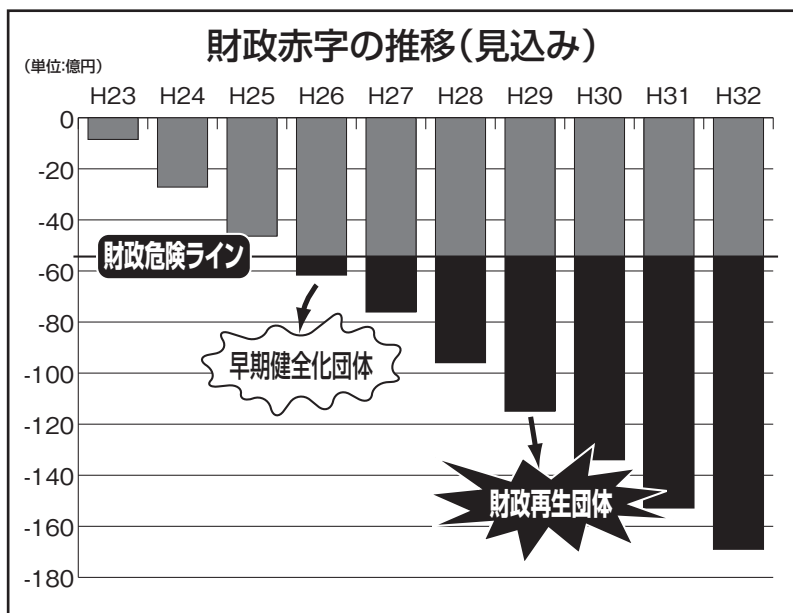
ますます厳しくなりそうね。困ったわ

新たな財政健全化計画の策定に向けて

○こうした状況の中、将来に向けたまちづくりを持続するためには、財政運営の自主性が失われる**財政再生団体**^(注4)への転落は何としても避けなければなりません。

○下のグラフは、何の対策も行わずに財政運営を続けた場合の、財政赤字の見込みについて試算したものです。このままでは平成26年度には財政の危険ラインを突破して**早期健全化団体**、平成29年度には**財政再生団体**へ転落するおそれがあります。

○財政再生団体になると、市民サービスが大きく制限されてしまいます。そうならないためにも、自主的な取り組み（新たな財政健全化計画の策定）を行う必要があります。



(注4) 財政再生団体

財政状況が著しく悪化したため、国や道の管理下で再建に取り組む地方公共団体のこと。現在、財政再生団体となっているのは全国で夕張市(北海道)だけです。

本当に大変な状況なのね!



土地開発公社と振興公社の150億円にも及ぶ借金を、市の責任で返済することは、市の財政状況をさらに悪化させることとなりますが、もはや問題の先送りは許される状況ではありません。

『いま課題を明らかにし、抜本的な改革を行わなければ、釧路市の未来はない』という強い覚悟と決意を持って財政健全化の取り組みを進めてまいりますので、市民の皆さんのご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。

